

釜石市市営建設工事等及び財産の買入れ等に係る入札結果等公表要領

(趣旨)

第1 この要領は、市が発注する建設工事、建設関連業務委託及び財産の買入れ等（以下「工事等」という。）に係る入札結果等の公表について、必要な事項を定めるものとする。

(公表対象)

第2 公表の対象となる工事等は次のとおりとする。

- (1) 市営建設工事のうち、設計金額（消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。）が200万円を超えるもの。
- (2) 建設関連業務委託のうち、設計金額が100万円を超えるもの。
- (3) 次に定めるもののうち、財政課において入札又は見積徴取を行ったもの。
 - ア 予定価格が150万円を超える財産の買入れ
 - イ 予定価格が80万円を超える物件の借入れ
 - ウ 予定価格が50万円を超える財産の売払い
 - エ 予定価格が30万円を超える物件の貸付け
 - オ 予定価格が100万円を超える上記に掲げるもの以外のもの。

(公表事項)

第3 公表する事項は次のとおりとする。

- (1) 一般競争入札又は指名競争入札に付した場合
 - ア 入札執行日時及び場所
 - イ 工事名、業務名又は物品名
 - ウ 入札参加者
 - エ 落札者名
 - オ 落札金額
 - カ 入札者の各回の入札金額
 - キ 予定価格（消費税額及び地方消費税額を除いたもの。以下同じ）
 - ク 最低制限価格（最低制限価格を設定した場合）
- (2) 隨意契約によることとした場合
 - ア 見積書提出日時及び場所
 - イ 工事名、業務名又は物品名
 - ウ 見積書徴取者名
 - エ 契約の相手方
 - オ 契約金額
 - カ 見積者の各回の見積金額
 - キ 予定価格

(公表時期)

第4 公表の時期は、契約締結後10日以内とする。

(公表方法)

第5 公表の方法は、市のホームページに掲載することにより行う。

(公表期間)

第6 公表の期間は、契約を締結した日の属する年度の翌年度の末日までとする。

(補則)

第7 この要領の定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成11年7月1日から施行し、同日以降に契約を締結する工事等から適用する。

附 則

この要領は、令和5年11月1日から施行し、同日以降に契約を締結する工事等から適用する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行し、同日以降に契約を締結する工事等から適用する。